4　特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期

（1）導入を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容

①認定開発供給計画に係る設備等の詳細

認定開発供給事業者名	開発供給計画認定番号	種別（注１）	型番・型式

（注１）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。
（ⅰ）全国５Ｇシステムの導入を行う場合
ラジオユニットの電気通信設備、ディストリビューテッドユニットの電気通信設備、セントラルユニットの電気通信設備、交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備
（ⅱ）ローカル５Ｇシステムの導入を行う場合
特定基地局以外の基地局の無線設備、交換設備、自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、伝送路設備、陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

②認定開発供給計画に係る設備等以外のものの詳細

メーカー	種別（注２）	型番・型式	主な仕様等

（注２）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。
（ⅰ）全国５Ｇシステムの導入を行う場合
交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備
（ⅱ）ローカル５Ｇシステムの導入を行う場合
鉄塔、電源設備、その他の附属設備

（2）特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

項目		確保措置の内容
安全性・信頼性	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、事業所管省庁に対して速やかに報告を行うための体制の整備	
	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、関係主体に対して適切な情報共有を行うための体制の整備	
	サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施	
供給安定性	システムの導入に係る国内関係法令の遵守（注３）	□ システムの導入に係る国内関係法令（電波法、電気通信事業法等）を遵守する。
	保守及び管理を適切に行うために必要な方針等の整備の確認	
オープン性	マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性の確保	

（注３）システムの導入に係る国内関係法令を遵守している場合は、□にレ印を付けること。

（3）法第２６条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資する保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制の確保の内容

（4）特定高度情報通信技術活用システムの導入の実施時期